



海難残骸物除去条約、2015年4月14日に発効



2014年4月14日に、デンマークが海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks）（以下「海難残骸物除去条約」）の10番目の批准国となりました。これによって、同条約は、12か月後の2015年4月14日に発効することになりました。

現時点で海難残骸物除去条約を批准している10カ国は、ブルガリア、デンマーク、ドイツ、インド、イラン、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、パラオ、英国です。海難残骸物除去条約の本文は、[こちら](#)からご覧になれます。

Gard Newsの186号「[Convention on wreck removal set to be adopted](#)（採択予定の海難残骸物除去条約）（英文）」および187号「[Wreck Removal Convention adopted by IMO Diplomatic Conference](#)（IMO外交会議で採択された海難残骸物除去条約）（英文）」において、同条約の骨子のほか、船舶所有者および（船舶所有者の除去責任に対する保険提供者である）各P&Iクラブへの影響についてご説明しました。

ここ数年、海難残骸物の除去作業は複雑さが増すにつれて費用がかさむ傾向にあり、船舶の所有者・運航者のみならず、その保険業者および再保険業者にとっても大きな懸念材料となっています。その典型的な事例が、2012年1月に発生したCOSTA CONCORDIA号の座礁事故に伴

う残骸物除去です。メディアでも大きく取り上げられた COSTA CONCORDIA 号の事故は、極端なケースではありますが、「通常の」海難残骸物の除去作業は、様々なタイプの貨物船（ばら積み貨物船、コンテナ船等）で発生しています。

各国はこれまで、領海内の海難残骸物の除去に関して、独自の法的枠組みを設けて対応してきました。その結果、異なる法律の寄せ集めで解決せざるを得ず、法的不確実性が生じ、いずれの関係当事者にとっても透明性を欠いた状態が続いてきました。

各国はこれまで同様、自国の排他的経済水域（EEZ）における海難残骸物の除去について、国際公法、すなわち、1969年の「油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約」（1973年に改正）、または、「油以外の物質による海洋汚染の場合の公海上の措置に関する議定書」（以下、併せて「介入権条約」）による裏付けがある場合には、海難残骸物の撤去を命じる権限を有しています。これらの国際条約は、沿岸国に影響を与える海洋汚染の脅威を防止・緩和するために、領海外の公海上における介入権も関係国に与えています。しかし、多くの国では、これまでEEZ内における海難残骸物除去費用の補償を求める権利は、国内法の規定による限定的なものでした。

2007年に採択された海難残骸物除去条約は、条約締約国の領海外における海難残骸物を迅速かつ効果的に除去するために、統一された国際規則を定めることを目的としています。締約国は同条約の適用範囲をその領海内に拡大することも可能ですが、これまでに批准した10カ国のうち、同条約を領海にも拡大適用した国は、ブルガリア、ドイツ、英国の3カ国に留まっています。

難破事故は座礁によるものが多く、そのほとんどが領海内で発生しています。海難残骸物除去条約を批准したにもかかわらず領海に適用しないことを選択した国は、まさにそれを最も必要とする状況において同条約の恩恵を享受する機会を逸しています。その恩恵とは、例えば、船舶所有者に対する保険加入の義務付けであり、保険会社に直接請求する権利です。また、領海に適用しないという選択は、国際条約の重要な理念である国際的な法の統一という考えに反しています。

海難残骸物除去条約には介入権条約で取り組まれた課題も含まれていますが、第4(1)条によって、上記の状況、すなわち領海内において海難残骸物を除去する状況においては介入権条約の規則が優先適用されるということになります。このように、介入権条約が海難残骸物除去条約と連動して機能する状況が生じることがあります。

結論をいえば、2015年4月14日に発効する海難残骸物除去条約は、国際的な海難物の除去に関して法的確実性と透明性を高めるとともに、法の調和を実現するための道しるべとなると考えられます。ただ、同条約の批准国または締約国の多くが領海にも拡大適用すれば、この効果はさらに増すのではないのでしょうか。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であるとは限りません。であるとはであることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

なお、原文の英文記事は「[Wreck Removal Convention will enter into force on 14 April 2015](#)」からご覧になれます。